

2025 年 1 1 月 1 0 日

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 1 1 月 1 0 日開催の当行取締役会において、第 1 2 3 期(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 3 1 日まで) の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第 3 5 条の規定に基づき、2025 年 9 月 3 0 日を基準日として、次のとおり中間配当を行う。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 中間配当金 | 1 株につき 7 5 円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2025 年 1 2 月 1 0 日 |

(以 上)